

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スナップ

## 特集Ⅰ

### 高さ1mが危ない！

荷役5大災害に注意——厚労省・安衛研

荷台脇に作業台を設置——日鉄住金物流東京物流センター

## 特集Ⅱ

### 組織の機能不全に対処する・中

「心の窓」を開く「心の花束」

ランスタッドEAP総研 川西 由美子

## ニュース

### ISOの認証を開始

中災防 安衛マネジメント発行で

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2294

2017

11/15

## ■ 災害のあらまし ■

医療品の販売会社に勤務するAは、メジャーマラソン大会に参加するため、会社の陸上部メンバー数人と強化合宿に参加していた。練習中に草むらから飛び出してきた小動物にびっくりし避けようとして、バランスを崩し、膝を痛めてしまった。医療機関を受診したところ膝関節に炎症が起きていると診断され、練習を中断し治療に専念するようにいわれたものである。

## ■ 判断 ■

Aのケガは、対外的競技大会に参加するための練習中に起きたものであったが、練習が出勤として取り扱われていることや、旅費交通費の費用負担、会社が定めた練習計画などに沿って行われていたことから、**業務上の災害と判断された。**

## ■ 解説 ■

労災に該当するか否かは、その災害が業務に起因したものであるか（業務起因性）と業務遂行中に発生したものであるか（業務遂行性）で判断される。また、労働者災害補償保険法（労災法）は、文字どおり労働者が対象の保険であるため、業務起因性と業務遂行性だけでなく、Aが労働者であるかの判断も必要となる。プロ野球選手などのプロスポーツ選手は労災保険の適用を受ける労働者には当たらないとしている。労働者性の判断は、労務提供の実態や報酬の労務対償性とこれに関する諸要素を総合的に勘案して実質的な使用従属関係を判断する。Aは、社員という身分を有していて総務部に所属し、会社の広報的な仕事をしていることなどから労働者といえる。

運動競技に伴う災害の業務上外の認定に

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会  
鶴田社会保険労務士事務所  
所長 鶴田 晃一

第255回

当たったの判断要件として、他の災害と同様に、運動競技が労働者の業務行為またはそれに伴う行為として行われ、かつ、労働者の被った災害が運動競技に起因するものである場合に業務上と認められるものであり、運動競技に伴い発生した災害であっても、それが恣意的な行為や業務を逸脱した行為などに起因する場合には業務上と認められないものである（平成12年5月18日基発366号）。

業務上と認められる運動競技会とは、下記の条件をすべて満たす競技会となる。

1. 対外的な運動競技会出場に伴う災害について

①運動競技会への出場が、出張または出勤として扱われていること。

②運動競技会への出場に関して、必要な旅費などの負担が事業主により行われ（競技団体などが全部または一部負担する場合を含む）、労働者が負担するものではないこと。

なお、労働者が個人として運動競技大会に出場する場合において、上記①、②の要件を形式上満たすに過ぎない場合には、事業主の便宜供与があったものと解されることから、「業務行為」とは認められないことであること。

2. 事業場内の運動競技会の場合

①運動競技会は、同一事業場または、同一企業に所属する労働者全員の出場を意図して行われるものであること。

②運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には、欠勤したものと取り扱われること。

3. 運動競技会の練習に伴う災害の場合

①練習が、出張または出勤として取り扱われること。

②練習の参加に関して、必要な旅行費



用などの負担が事業主により行われ（競技団体等が全部または一部負担する場合を含む）労働者が負担していないこと。

③練習に係る時間、場所および内容を事業主があらかじめ定めた練習計画に従って行われる練習であること。

Aの場合は、上記3に該当するかどうかを検証する必要がある。一つひとつ見ていくと、1. 練習が出張または出勤として扱われているかであるが、Aは企業内の陸上部に属していて他のメンバーとともにマラソン大会の出場準備のための合宿に行っており、出張・出勤として扱われていた。2. 旅行費用は事業主によって負担され、労働者が負担していないとのことであるが、旅行費用についても、会社が全額負担しており労働者の負担はなかった。3. 練習時間、場所および内容を事業主があらかじめ定めた練習計画に従ったものであったかについては、陸上部として合宿を行っており、会社が合宿地、練習計画を定めていたものである。また、Aは個人的に練習に参加したのではなく、恣意的な行為や業務を逸脱した行為でケガをしたわけでもなく、業務上の災害として認められた。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)